

広島県日本酒ブランド化促進協議会会則

(名称)

第1条 本会は、広島県日本酒ブランド化促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県広島市中区基町10番52号広島県庁内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、活動の円滑な実施を通じて、広島県日本酒を国内外に広くブランド化することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 活動の企画及び準備・運営に関すること
- (2) 活動の開催及び運営に関すること
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること

(組織)

第5条 協議会は会長、会員及び監事で組織する。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 1名

(役員を選任)

第7条 会長は、会員の互選より選出するものとする。

2 監事は、会員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長が会員の中から指名する者、または会員が合議で決定する者がその職務を代理する。

3 この会が行う契約その他の法律行為のうち、この会と会長との利益が相反する行為及び民法（明治29年法律第89号）第108条の規定の適用を受ける行為については、会長が会員の中から職務代理者を指名する。

4 監事は、協議会の会計を監査し、必要があるときは、会長に対し意見を述べることができる。

(役員報酬等)

第9条 本会の役員は無給とし、特別な場合を除くほか費用弁償を行わない。

(構成)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長及び会員をもって構成する。

(会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則に関する事
- (2) 活動の準備、開催、運営等の基本方針に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 収支予算及び決算に関する事
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(招集及び議長)

第12条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(会議の定足数等)

第13条 会議は、会員の半数以上の出席により成立し、出席会員の過半数の同意をもって議決する。

2 可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第14条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合、その会員は会議に出席したものとみなす。

2 会長が必要と認める場合には、会員に対し、書面により賛否を求め、その回答をもって、会議の議決に代えることができる。

(専決処分)

第15条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、会議の議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、速やかに会員に報告しなければならない。

(オブザーバー)

第16条 協議会の活動に資するため、オブザーバーを置くことができるものとする。

2 オブザーバーは、関係機関の中から会長が委嘱する。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、広島県商工労働局海外ビジネス課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置き、事務局長に広島県商工労働局海外ビジネス課参事の職にある者をもって充てる。

(会計等)

第18条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 協議会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、広島県会計規則（昭和39年規則第29号）に準じて行うものとする。

(解散)

第19条 協議会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決により解散するものとする。

(剰余金及び欠損金)

第20条 協議会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、会議の議決により処理するものとする。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成26年5月7日から施行する。

2 協議会設立当初の会計年度は、第18条第2項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成27年3月31日までとする。